



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年1月30日 No.717

乗務員運用行路表における「その他時間」等に関する申し入れ団体交渉を開催！

「その他時間」は就業規則、労働協約に明確に定められている

1. 「その他時間」の業務内容はダイヤ改正時に指定し、基本運用行路表に明記すること。

(書面回答) 就業規則等に則り取り扱っているところである。

【組合側の主張】

- ◆「その他時間」は、列車運行に直接関わらない業務があることが前提であり、その業務内容を明記しない理由はない。
- ◆労働時間Aは「作業実態に応じて算定する」とある。「管理者の指示業務」や「企画業務」は作業実態に応じて算出することが困難であり、算出根拠がないものを労働時間Aの「その他時間」とすることは認められない。就業規則を逸脱している。

【経営側】

- 「管理者の指示業務」や「企画業務」は社員個々によって違うため、具体的に明記することはできない。行路全体を見た中で、あらかじめ「管理者の指示する業務」「企画業務等」ができる時間帯を指定して「その他時間」を設けている。
- 制度をつくった時やその後の運用も乗務員運用行路内で「企画業務」を行うことなど想定もしていなかった。企画業務を「作業実態に応じて算定する」ことは困難であり、分かりづらいと思うが理解をいただきたい。

2. 列車運行に直接関わらない業務は「その他時間」として基本運用行路表に明記すること。

(書面回答) 就業規則等に則り取り扱っているところである。

【組合側の主張】

- ◆列車運行に直接関わらない業務を「付加時間」と記載している支社、本部、職場がある。
- ◆就業規則では、列車運行に直接関わらない業務は「その他時間」として運用行路表に記載すると定められている。
- ◆「その他時間」を「付加時間」とすることで列車が遅れた場合に労働時間は相殺されないのか。

【経営側】

- ノーペイを挟んだ「その他時間」だとシステム上「付加時間」となる。通達本人第1099号で読み替えるよう周知している。D-TACにも記載している。
- 支社、本部、職場の判断で「車内清掃」は、列車着後、車内貫通時の清掃など列車運行に関わる業務と判断し「付加時間」としているところもある。
- 「付加時間」でも「その他時間」でも列車の遅れなどで労働時間が相殺されることはない。遅れ分は超過勤務か労働時間Bで処理をしていく。
- 着後30分「その他時間」で勤務終了などの場合、30分遅れれば「その他時間」を全て相殺し「所定に退勤する」などは管理者の指示であり得る。

3. 基本運用行路表に「その他時間」の開始・終了時刻を明記すること。

(書面回答) 就業規則等に則り取り扱っているところである。

【組合側の主張】

- ◆作業の開始時刻や終了時刻は、作業を行う社員、労働時間を管理する管理者の双方が分からないとだめだ。人によって開始や終了が異なってはならない。何をもって「明記する場合」と「しない場合」を分けているのか。

【経営側】

- 本社として開始時刻や終了時刻を明記することは否定しないが、支社、本部、現場の判断でやりやすいようにしている。社員管理ができれば明記する必要はない。例えば、着後30分「その他時間」で退勤といった場合は退勤点呼で勤務終了が明確であることから、その前に作業を終了すればよいので明記する必要はない。
- 駅の作業ダイヤに入る場合は、開始時刻までに駅まで歩く徒歩時間を「折り返し時間」として算定しておく必要があるため、開始時刻、終了時刻を周知する。「その他時間」の前後にノーペイ発生する場合は、労働時間管理の観点からも開始時刻、終了時刻は周知するよう各支社、本部に伝えている。

4. 準備時間、整理時間、折り返し時間の作業や時間を分断し「その他時間」の業務を指定しないこと。指定する場合は新たなモデル時間を設置して、列車運行に直接関わる業務と列車運行に直接関わらない業務の時間を明確にすること。

(書面回答) 就業規則等に則り取り扱っているところである。

【組合側の主張】

- ◆モデル時間は作業に必要なトータルな時間であり、ゆとりをもって作成されていることから、個々に違いが発生する性質のものである。
- ◆自分が今は「何の作業の時間なのか」明確にしておく必要がある。
- ◆決められた作業で時間が算定されていることから、モデル時間を分断する箇所へ「その他時間」を指定することは認められない。指定するのであれば新たなモデル時間を設定すべきである。
- ◆労働時間Aでも列車運行に直接関わらない業務と関わる業務が混在し、準備時間や整理時間を分断し作業の区分がなくなっている。

【経営側】

- 現在のモデル時間においても、作業通りの時間の付け方にはなっていない。準備時間について出勤から発車まで。その間に出入区で分断されている。労働時間管理とすれば現状で問題ない。区分をガチガチにすることが全て良いとは思っていない。

**申第15号は全9項目のうち4項まで
議論を終了し中断となりました**

残りの項目は引き続き団体交渉を行なっていきます！